

議事要旨

会合名：第3回 DX対応モデル契約見直し検討WG (WG2)

日時：2019年7月22日(月) 10:00~12:00

討議内容：

1. 事例紹介について

事務局よりヒアリング事例2件、及び委員よりトラブル事例として3件を説明。これに対して次のような質問・意見があった。

- 事例5の“アジャイル準委任契約”ではリリースごとに請求があるのか。その場合どのくらいの期間で請求を行っているのか。
→個別作業指示書の単位で請求がある。4W以内。その単位でベンダは請求書を発行する。
- 事例4では、プロダクトオーナー(P0)の責任(バックログが枯渇しないように等)は契約書に何か記述はあるか？
→詳細は聞いていないが、ベンダ側にP0補佐がいるので、ある程度想定はしていると推測される。
ただし、本案件はレベニューシェア事例。
- トラブル事例1での“アジャイルとは開発標準があるわけではない”という説明と“契約でガイドラインを参照する”という改定の方向性は矛盾しないか。どう考えるのか。
→アジャイルの場合、必ずうまくいくという方法論はないという意味。絶対に守れ、というものではなく、変更してもよいという記載は必要。尊重するがイテレーション毎に改善する。ガイドラインというよりフレームワーク。善管注意義務の様なもの。参照する“ガイドライン”にどこまで書くか議論が必要。

2. 改定の方向性について

専門委員よりモデル契約書改定の方向性に関して、ドラフト版モデル契約書の資料(4層表、試案、別紙)を説明。これに対して次のような議論があった。

- モデル契約適用の前提条件をどのように扱うか？
→4層表(記載項目を「本文」、「別紙」、「参照するガイドライン」、「その他」の4層に分類)では「その他」の“事前に合意しておく事項”に当たる。そこで決まれば「別紙」へ。認識合わせが必要。
- 4層表に関しての2つ提案。
→(1)前提条件をまとめる、及び(2)チェックリストを作る。
- アジャイルかどうか疑問な事案は今回のターゲットに含むか？
→前提条件を整理し、そこから外れる部分については留意事項を解説等にまとめる。なお請負を想定したモデルにすると請負でのアジャイル開発も行うべきだというメッセージが出る懸念があるため、ベースは準委任としたい。
- 試案では(第1版にもあった)連絡協議会の開催を想定しているが、その重みについてどうか？
→実務的には別途開催は難しい。優先順位はP0が決めるもの。変更の証跡はバックログが記録してあればよい。一方、大規模な企業では連絡協議会のようなものが求められる可能性がある。その場合でも開発チームに負担がかかってはいけない。P0側のステークホルダーとの会議体ならばよい。

以上